

実施状況報告書 評価・方向性の基準について

※担当課における各年度の実施状況の評価、次年度に向けての方向性の決定は、次の基準で実施しています。

●実施状況の評価

①数値目標を定めている施策

区分	達成度や基準年との比較	前年度との比較
A	達成度が90%以上である	-
B	達成率は90%未満だが、 基準年より上昇している	前年度より上昇している
C		前年度より低下している
D	基準年より低下している もしくは変化していない	-

②数値目標を定めていない施策

区分	取り組みの状況
A	十分取り組んでいる
B	ある程度取り組んでいるが一部課題が残る
C	取り組みが不十分であり改善が必要である
D	ほとんど取り組めていない、見直しが必要である

●次年度に向けての方向性

区分	内容
継続	今年度の取り組みを継続する
充実	取り組みをさらに充実させる
拡充	新たな取り組みを追加する
見直し	取り組みを見直す

基本目標1 男女共同参画社会のための意識づくり

主要課題1 男女共同参画社会に向けての意識啓発

施策の方向性(1) 男女共同参画社会に向けての意識啓発

	具体的施策	内容	担当課	30年度実施状況		次年度に向けて	
				実施事業	評価	方向性	課題や具体的な取り組み
1	図書等の展示、紹介	男女共同参画社会を推進する図書等を展示、紹介し、市民に男女共同参画社会実現のための啓発を行います。	図書課	書架の中に男女共同参画・ジェンダーのコーナーを設けて、関係図書の紹介を行っている。	B	継続	今年度の取組みを継続する。
2	男女共同参画社会 に向けての啓発	テーマ設定や周知・集客の工夫を行いながら、男女共同参画に関するセミナー等を定期的に開催し、市民啓発を行います。男女共同参画セミナーの1回あたりの参加者100人をめざします。(平成24年度46人／回)	秘書広報課	男女共同参画セミナーを2回開催した。 ①平成30年6月23日(土) 講師：日高 邦博さん 「主婦と主夫、かなで書けば同じ「しゅふ」～思いやりとありがとうのある暮らし～」 54人参加 ②平成30年11月22日(木) 講師：高木 里美さん 「身近な私たちが築く安心できる暮らし～それぞれの役割から学ぶ～」 18人参加	C	継続	年間2回のセミナーを継続して開催する。より多くの市民が関心を持ち、参加につながるよう、講演内容や開催日時、周知方法等を工夫する。特に、第2回はDV防止月間での開催のため、DV防止をテーマとしているが、参加者数が減少している。内容や周知方法の改善を図り、七夕人権考座との共催を担当課と協議する。
	数値目標	男女共同参画セミナー参加者100人／回		実績値 36人			
3	広報やホームページ等での情報発信、啓発	広報への「女と男 パートナースhip」の掲載やホームページの積極的活用等により、男女共同参画に関する情報の提供や啓発を行います。また、メールの活用による情報発信、啓発を検討します。	秘書広報課	・広報おおおりに、「女と男 パートナースhip」を毎月掲載した。内容は、地域や家庭、職場における男女共同参画に関する啓発、セミナーのお知らせと報告、相談窓口の紹介など。 ・市ホームページにて、市や県などの男女共同参画に関する情報提供を行った。	B	継続	記事に関心をもってもらうため、日頃の生活や身近に感じられる内容を取り上げるなど、テーマや構成を工夫していく必要がある。 また、幅広い分野の内容について検討していきたい。
4	男女共同参画推進 条例の周知・啓発	広報紙やセミナーなどを活用し、「小郡市男女共同参画推進条例」の周知・啓発を行います。	秘書広報課	・広報おおおりの「女と男パートナーシップ」で、条例の概要(基本理念)を紹介した。 ・男女共同参画セミナーの参加者に対し、条例の基本理念、市や市民等の責務と役割、市の施策等をまとめたリーフレットを配布した。	B	継続	広報紙やリーフレット、ホームページを活用し、引き続き条例の周知・啓発を行う。

主要課題2 男女共同参画教育の推進

施策の方向性(1) 男女共同参画の視点に立った保育・幼児教育の推進

	具体的施策	内容	担当課	30年度実施状況		次年度に向けて	
				実施事業	評価	方向性	課題や具体的な取り組み
1	保育士・教諭の男女共同参画教育に関する研修の実施	男女共同参画についての認識を深めるため、研修会を開催するとともに、他の機関が実施する関連した研修会への参加を促します。	公立保育所	定期的な保育カリキュラムに関する会議において男女の固定概念を持っていないかや共同参画の視点があるかなどを見直している。男女共同参画セミナーに昨年より多くの職員が参加した。	B	継続	他機関の実施する研修に参加すると共に、その報告から全体の学習としていく。保育・子育て支援について個々の子どもの生活背景や発達の様子を出しあう中で共同の子育てについても意見交流し学び合っていく。
			公立幼稚園	個人が人権・同和教育研修会に参加して、ジェンダーについてや男女共同参画について学んだことや感じたことを、職員会議等で伝えるようにし、学び合う場を持つようにした。	B	継続	男女共同参画についての認識を深めるため、研修会への参加を促したり、園内で研修の場を計画的にもったりする。
2	就学前教育における男女共同参画の推進	男女共同参画の視点に立ち、保育計画の作成や、保育内容及び教材等の見直しを行います。	公立保育所	家庭での仕事の役割分担や職業観、色や様々なイメージなどについて、男女の固定概念にとらわれず協力し合って生活することが大切であるという内容を保育カリキュラムに位置づけている。日々の保育における保育士の言葉かけや教材などについてもそのような視点にたち環境作りをしている。	B	継続	保育カリキュラムについて職員間で丁寧に検討し合う。カリキュラムに沿って日々の環境作りについても点検しながら継続して取り組んでいく。
			公立幼稚園	・人とかかわりや人権・同和教育、ジェンダーの視点に立って教育課程の編成を行い、人権感覚や規範意識の芽生えを培えるように保育計画を推進した。 ・園生活や絵本・教材などに男の子だから、女の子だからと固定観念で決めつけたり、制約したりするような内容がないか見直しを行った。また、遊びの中で個の思いを尊重し、やりたいことを自由に楽しんだり選んだりできるようにしたり、一人一人のよさを認め合う場を大切にしてきた。	A	継続	・男女共同の視点に立って保育内容の見直しをし、保育計画を作成する。 ・遊びの中で一人一人の思いを尊重し、子どもが自分で選択できる場や教材の準備をする。また、男女で決めつけたりせずに、やりたいことを自由に楽しんだり選んだりできるようにし、互いのよさを認め合う場を大切にしていく。

3	男女共同参画に対する保護者啓発	保護者会や園行事等の場を活用して、研修・講座や資料の提供などを行い、保護者の意識向上や家庭における男女共同参画を推進します。	公立保育所	保護者とは、保護者会や家庭訪問で子育てを中心に、女性差別の問題や男女の固定概念を持つことのおかしさなどについて話し合っている。誤った概念を持つことなく共同で協力し合って家庭生活、子育て、社会生活を進めていくことが必要であり大切であるというということを話し合っている。	B	継続	次年度も保護者会での学習会を中心に、家庭訪問での個別、具体的な話し合いも大切にしながら啓発を進めていく。
			公立幼稚園	・各幼稚園の保育参加や学級分会を通して、いじめや障害者差別、男女差別など人権・同和問題について考える場を設けた。男女差別では、人権マップを使い、バスの運転手が女性なのを例にとり、男女で偏った職業観を持っていないか、自分の心の中に決めつけている部分はないか振り返る場をもち、男女共同の意識を持つことが大切なことを話し合った。	B	継続	・学級分会で、人権・同和教育について考え合う場を年間計画の中に位置づけ、家庭の中の仕事や子育ての男女共同参画について考え合うようにする。

主要課題2 施策の方向性(2) 学校における男女共同参画教育の推進

	具体的施策	内容	担当課	30年度実施状況		次年度に向けて	
				実施事業	評価	方向性	課題や具体的な取り組み
1	教職員の人権・同和教育研修での男女共同参画の推進	教職員に対して人権・同和教育研修会を開催し、その中で男女共同参画に関する意識啓発を行うことで、男女共同参画教育を推進します。	教務課	・管理職や教職員希望者に対し、人権・同和教育研修を開催し、同和問題や人権問題に対して意識啓発を行うことで、男女共同参画教育を推進した。（校長研修会、教頭研修会、新任者人権同和教育研修会） ・学校においても定期的に研修会を開催し、全教職員による共通理解と実践理解を深めた。	B	継続	職種や経験年数などに応じ、人権・同和教育研修会を開催し、性別による固定観念と結びついた態度や行動について、適切に指導できるよう認識を深める。 教職員が多忙のため、研修回数の増については厳しい状況である。
			人権・同和教育課	○園長、校長研修会 ○副校長、教頭研修会 ○人権・同和教育担当者研修会 ○新、転任者研修会 ○広報おごりの人権・部落問題シリーズにおける啓発	B	継続	人権意識を問う中で、男女共同参画についても話を入れ、特に社会生活の中で男女がともに尊重していく世の中をつくるための啓発活動は行ってきたが単発的になっている。 継続した取り組みをしたい。
2	学校教育における男女共同参画の推進	道徳の時間をはじめ、全教科・全領域において、児童生徒の男女共同参画意識及び人権意識の向上を図ります。また、全教育活動において、性別による役割分担にとらわれない指導内容や指導方法の充実に努めるとともに、一人ひとりの能力や適性・個性を生かせる進路指導を推進します。	教務課	男女共同参画教育推進の視点に立ち、男女混合名簿の様々な場面での活用や各教科・各領域で年間指導計画を基に学級担任や養護教諭の指導により男女共同参画教育を進めた。	B	継続	人権尊重の視点に立った男女平等と自立を目指す教育を推進するため、各教科、道徳、特別活動や進路指導など全教育活動を通じて男女の協力や相互理解を深め、性別による役割分担に囚われることなく、児童生徒の人間形成を図るための指導内容や指導方法の充実に努めるとともに、一人一人の能力や適正・個性を活かせる進路選択ができるよう努める。
			人権・同和教育課	○学校訪問による指導・助言 ○校内研修における指導・助言 ○道徳授業の中での推進	B	継続	男女がともに尊重する態度を養い、その良さを活かす学校文化の創造をしてきた。まだその途上にあるので、さらに深化できるように指導・助言をしていきたい。

3	保護者への啓発	児童生徒の保護者に対し、PTA等を通じて男女共同参画に関する情報提供を行います。また、男女共同参画の視点に立った学校教育を行うことにより、児童生徒の姿を通して保護者への啓発につなげます。	教務課	運動会などの行事を男女混合で行ったり、授業参観の機会に男女共同参画の視点に立った学校教育等を行うことにより、児童・生徒の姿を通して保護者へ啓発を行っている。	B	継続	児童・生徒の姿を通しての保護者へ啓発のためには、男女共同参画の視点に立った教育の推進・充実が欠かせない。
---	---------	---	-----	--	---	----	--

主要課題3 男女共同参画に関する社会教育の推進

施策の方向性(1) いつでも誰もが参加できる社会教育の推進

	具体的施策	内容	担当課	30年度実施状況		次年度に向けて	
				実施事業	評価	方向性	課題や具体的な取り組み
1	社会教育における男女共同参画の推進	講座やセミナー等を通じて女性の意識向上や能力開発に努めるとともに、各種講座等へ男女共同参画の視点を導入し、市民の意識啓発を図ります。	コミュニティ推進課	まちづくり講座「小郡魅力化計画」、まちづくり交流会「まち×ひとカフェ」では、子どもと一緒に参加できることを募集時に明記した。さらに、まちづくり交流会「まち×ひとカフェ」では、事前申込制の託児も用意した。	A	継続	女性に限らず子育て・孫育てをしながらでも参加できる講座を充実させることで、いつでも誰もが参加できる社会教育を推進する。
			生涯学習課	女性を対象とした講座を実施し、女性が様々な分野へ参画できるよう、講座内容の充実を図った。	A	継続	講座やセミナー等を通じて女性の意識向上や能力開発に努めるとともに、各種講座等へ男女共同参画の視点を導入し、市民の意識啓発を図ります。
2	講座、講演会等事業における託児の実施	乳幼児をもつ人が各種講座や講演会等に参加しやすいよう、託児を実施するとともに、託児ボランティアの養成を行います。	生涯学習課	保護者が子どもの心配をせず学びに専念できるように就園前の子どもの託児を行った。託児スタッフには地元のベテラン世代の方や託児ボランティアに依頼し、それぞれの立場を活かして取り組むことができた。(託児の人数 延べ445名)	A	継続	託児ボランティアに登録している方が少なくなってきたので、もっと広く呼びかけをし、人材を集める。
			子育て支援課	保護者が子どものことを心配をせず学びに専念できるように就園前の子どもの託児を行った。託児スタッフは、シルバー人材センターや北筑後教育事務所家庭教育支援チーム等に依頼し取り組むことができた。(託児の人数 延べ86名)	A	継続	講演時の託児を実施し、保護者が参加しやすいように取り組む。
3	社会教育関係者への男女共同参画に関する研修の推進	社会教育事業にたずさわるコミュニティセンター館長や自治公民館長、サークル関係者などの社会教育関係者に対し、男女共同参画に関する研修を案内し、参加を促進します。	コミュニティ推進課	自治公民館長に「小郡男女共同参画セミナー」を案内した。また、コミュニティセンターに対しても男女共同参画に関する各種研修について案内している。	C	継続	コミュニティセンター職員や自治公民館長、サークル関係者などの社会教育関係者に対し、男女共同参画に関する研修を案内し、参加を促進する。

主要課題4 国際的視野のもとでの男女共同参画の推進

施策の方向性(1) 国際理解の推進

	具体的施策	内容	担当課	30年度実施状況		次年度に向けて	
				実施事業	評価	方向性	課題や具体的な取り組み
1	外国人が安心して暮らせる環境づくりの推進	市民の国際感覚や意識を育むとともに、外国人にとって住みよいまちづくりを進めるため、各種国際交流事業を推進します。また、冊子等を活用し、外国人への情報提供に努めます。	秘書広報課	・市民が国際理解を深める機会として、国際理解講座（世界の家庭料理体験教室&講演会）を年間3回開催した。テーマ国：フィリピン、スリランカ、ペルー ・在住外国人のための日本語教室を、年間38回開催した。 ・市内に転入した外国人に対し、外国語版「暮らしの便利帳」を配布した。また、各公共施設にも配置している。 ・フレンドシップ交流会を開催した。	B	充実	・国際理解講座、日本語教室を継続して開催する。 ・国際理解講座については、参加者が固定化しておりニーズに合った内容にするため、委託先のおごおり国際交流協会と協議を検討する。 ・外国人が安心して暮らせる環境づくりに向けて、多文化共生のまちづくりに関する計画の作成を検討していく。 ・フレンドシップ交流会については、交流が盛んにおこなわれるように内容の検討を行う。
2	女性リーダーの育成	県や国など他の機関が行う国内外の研修事業への参加に対する助成や、女性リーダー養成講座への参加を促すことにより、男女共同参画の視点を持ったリーダーを育成します。	秘書広報課	・「地域のリーダーを目指す女性応援研修」や「ふくおか女性いきいき塾」、その他県内の男女共同参画センターが行う講座について、広報紙、ホームページ、市役所本館1階に設置した情報ラックなどで案内した。	B		施策見直し平成31年度から 内容を変更して基本目標5に記載

基本目標2 男女の人権が尊重される社会づくり

主要課題1 人権の尊重

施策の方向性(1) 男女共同参画の視点での人権意識の啓発

	具体的施策	内容	担当課	30年度実施状況		次年度に向けて	
				実施事業	評価	方向性	課題や具体的な取り組み
1	人権教育・啓発の推進	「小郡市人権教育・啓発基本計画」に基づく人権教育・啓発の取り組みや、人権教育啓発センターの活用などを通じて市民の人権意識の向上を図り、女性差別を含めたあらゆる差別の解消をめざします。	人権・同和対策課	・「第2次小郡市人権教育・啓発基本計画」の8つの分野別施策に基づき、子どもの人権などについて、世界人権宣言70周年記念事業や人権センター公開講座を開催した。 ・人権センターにて行っている「人権相談」が認知されるよう、毎月の市広報にて案内をしている。 ・世界人権宣言70周年記念事業に関する情報などを市ホームページ上で公開し、市内の団体や学校へチラシの配布等を行い、周知を図った。 ・世界人権宣言70周年記念事業では、託児を設け子育て中の市民も参加しやすいように配慮した。 ・視聴覚教材リストを市内幼・保・小中学校、各校区公民館等に配布し、情報提供を行った。 ・各団体の人権講演会へ講師を派遣・幹旋した。	B	継続	・講演会の案内は市広報紙やポスター、チラシ等を活用し、できるだけ多くの人の目にとまるよう工夫が必要である。 ・講演会や公開講座の講師やテーマ、時間帯を熟考し、幅広い市民の参加を得られるように企画していくようにする。 ・人権センター通信や広報紙への記事内容は、市民が興味を持ったり身近に感じられるようなテーマ設定や構成を工夫し、更に市民や児童生徒の声（詩・標語・ポスター作品）を載せて、市民が興味を持てるように心がけたい。 ・人権パネルの展示等を通じて、時機に応じた人権課題について市民に分かりやすく啓発を行う。
			人権・同和教育課	○研修会、学習会の実施、啓発冊子、パンフ等の配布 ○七夕人権考座の実施 ○不登校を考える学習会 ○各学校のPTAの会合や、校区人権推やまちづくりの総会等で学習会を実施 ○啓発冊子「差別をなくすために」発行並びに市内全戸配布 ○同和問題啓発強調月間市民講演会の実施 ○広報おごおりへの「人権・部落問題シリーズ」の掲載	B	継続	固定した場所だけでなく市内各施設等で開催し、参加しやすい環境をつくる。市民の方に広く周知してもらうためのテーマ設定を検討していく。

主要課題2 女性に対する暴力の排除と被害者の保護

施策の方向性(1) 暴力の防止に向けての啓発

	具体的施策	内容	担当課	30年度実施状況		次年度に向けて	
				実施事業	評価	方向性	課題や具体的な取り組み
1	暴力根絶に向けての啓発事業	広報紙やセミナー等を活用し、男女間における暴力防止に向けた啓発や、DV防止法及びストーカー規制法等の関係法令の周知を行い、暴力の未然防止、根絶につなげます。	秘書広報課	・広報「女と男パートナーシップ」11月号、1月号で、ドメスティック・バイオレンス（DV）防止に向けた啓発を行った。また、毎月1日号で、おごおり女性ホットラインの周知を行った。 ・男女共同参画セミナーでホットラインの周知カードを配布した。また、11月22日のセミナーでは、DV・デートDV防止をテーマとした。	B	充実	関係法令の周知について、広報「女と男パートナーシップ」を活用するなど、周知の方法や内容について検討する。 ・暴力防止をテーマにした男女共同参画セミナーを継続して開催する。
			子育て支援課	啓発カードを市の窓口や、要保護児童対策地域協議会の際に配布したり、ポスター掲示、チラシ配布などでDV防止について周知に努めている。	A	充実	・広報、チラシ、市の窓口や保育所に啓発カードを配布したり、ポスターを貼ったり周知に努めている。 ・小郡市要保護児童対策地域協議会や民生委員協議会の会議にチラシ等を配布し、啓発を呼び掛ける。
2	セクシュアル・ハラスメントの防止と救済	職場や地域社会、学校等あらゆる場面でのセクシュアル・ハラスメントの防止及び被害者救済に向けて、広報紙を通じた啓発や関係機関への働きかけを行います。	秘書広報課	・広報7月1日号で、職場でのセクシュアル・ハラスメントを取り上げ、該当する行為や対応についての記事を掲載した。	B	継続	・広報「女と男パートナーシップ」を活用し、セクシュアル・ハラスメント防止のための啓発を継続して行う。 ・被害を受けたときの対応や救済のための相談窓口についても、内容を工夫し啓発を行っていく。
			教務課	・学校長へセクシュアル・ハラスメントの防止等綱紀の厳正な保持に関する通知文書を配布し、指導を行った。 ・不祥事防止のためのチェックリストを活用し、教職員への啓発を行った。	B	継続	セクシャルハラスメントの防止等について、適切な対応をとるため県教育委員会と協力して未然防止の取組みを進める。
3	若年層への啓発	福岡県等と連携し、若年層への男女共同参画啓発活動を推進し、暴力を容認しない意識の醸成を図ります。	秘書広報課	成人式に出席した新成人に対し、デートDV防止のための啓発リーフレットを作成し配布した。	B	継続	県などと連携し、幅広く啓発していくため、啓発の有効な手法等について検討する必要がある。
4	ドメスティック・バイオレンスの実態の把握	市民意識調査にドメスティック・バイオレンスに関する設問を設定するなど、ドメスティック・バイオレンスの実態を把握します。	秘書広報課	・30年度は市民意識調査を実施していない。 ・ホットライン受託団体との情報交換や市役所への相談などで傾向を把握している。	C	充実	ホットライン受託団体との意見交換や庁内関係部署との連携などにより実態把握に努める。

主要課題2 施策の方向性(2) 被害者支援体制の整備

	具体的施策	内容	担当課	30年度実施状況		次年度に向けて	
				実施事業	評価	方向性	課題や具体的な取り組み
1	被害者の自立支援	市の母子自立支援員によって貸付、就労等の相談に応じる中でDVについて相談があった場合、関係機関と連携のもと被害者の自立支援につなげます。	子育て支援課	子のいる世帯におけるDV等の相談があった場合、配偶者暴力相談支援センターや警察と連携し、被害者の自立支援に応じる。状況によっては、一時保護につなげ、必要に応じて母子生活支援施設への入所措置等を行い、DV等被害者の支援、自立に向けた指導を行っている。	A	継続	・配偶者暴力相談支援センター、警察と連携しDV被害者の支援、ひとり親サポートセンターと連携し自立に向けた支援を行っていく。また、子の安全確保のために関係機関と連携していく。 ・母子・父子自立支援員は、相談のスキルをアップし、相談の充実を図る。
2	おごおり女性ホットラインの活用	「おごおり女性ホットライン」によって、暴力をはじめとするさまざまな悩みに対し電話相談を実施します。	秘書広報課	・ホットライン相談件数（平成30年度） 運営6自治体計：248件（うちDVに関する相談：76件） うち小郡市：33件（うちDVに関する相談：10件） ホットライン受託団体とは、意見交換・情報交換を行っている。 ・ホットラインの周知カードを、男女共同参画セミナーで配布した。	B	継続	相談件数は前年からあまり変化はない。ホットラインの広報への掲載や周知カードの配布により周知を図っていく。
3	被害者の保護	福岡県配偶者暴力相談支援センター等と連携のもと、一時保護や母子生活支援施設への入所措置等を行い、DV被害者等への支援を行います。	秘書広報課	・市の母子・父子自立支援員や県配偶者暴力相談支援センターの婦人相談員、その他関係機関と連携して、DV被害者等への支援を行った。 ・秘書広報課への年間相談件数は18件。	B	継続	DV被害者の意向や状況も踏まえ、母子・父子自立支援員や県保健福祉環境事務所などとの連携を密にして取り組む。
			子育て支援課	DV、ストーカー、虐待等の相談があった場合、配偶者暴力相談支援センターや警察と連携し、状況によっては、一時保護につなげている。その後、必要に応じて、母子生活支援施設への入所措置等を行い、被害者の支援、自立に向けた指導を行っている。	A	継続	・配偶者暴力相談支援センターや警察と連携し、DV等被害者の支援、自立に向けた指導を行っていく。 ・チラシ等を配布し、相談窓口の周知を図る。
4	周辺地域の関係機関等との連携強化	「福岡県配偶者からの暴力防止対策北筑後地域連絡会議」等の関係機関との連携を図りながら、配偶者等からの暴力防止に対処します。	秘書広報課	・「福岡県配偶者からの暴力防止対策北筑後地域連絡会議」に出席し、関係機関との連携体制を確認した。 ・「おごおり女性ホットライン」受託業者と協議、意見交換を行い、相談傾向などを把握した。	B	充実	県や周辺自治体など関係機関と意見交換をする中で、DVの実態や対応、連携についての確認や情報共有を深めていく必要がある。
			子育て支援課	「福岡県配偶者からの暴力防止対策北筑後地域連絡会議」等で、情報収集を行うなど、各市町村や関係機関と連携を図っている。	A	継続	・各市町村や関係機関と連携を図り、各市町村の事例など研究し、情報収集し、今後の支援に生かしていく。電話での対応については、個人情報話をさないよう充分に注意する。

5	庁内連携体制の充実	庁内各課と連携を強化し、情報共有や対応体制の整備など、被害者への適切な支援を行います。	秘書広報課	・DV被害者等支援庁内連絡会を2回開催し、連携体制について確認した。 ・全庁で共通の初期対応ができるよう「DV被害者支援対応マニュアル」を作成した。 ・被害者から相談を受ける中で、内容に応じ庁内関係各課と適切に連携できている。	B	継続	・DVに関する対応の仕方や「DV被害者支援対応マニュアル」の運用などについて、関係各課と協議する場を設ける。 ・DV被害者に関する情報共有の手法について、整理していく必要がある。
			子育て支援課	秘書広報課、国保年金課、市民課、税務課、福祉課等の関係課と連携を図り、DV等の被害者への適切な支援を行っている。	B	継続	・秘書広報課、国保年金課、市民課、税務課、福祉課等の関係課と連携を図り、DV等の被害者への適切な支援を行っていく。 ・情報共有について、受付マニュアルや相談受付簿などに工夫を行い、スムーズな受付ができるように改善していく。
6	関係機関・団体等との連携による被害者の早期発見	医療関係者や民生委員・児童委員、保育・教育関係者など、配偶者等からの暴力を発見しやすい立場にある機関・団体等に対し、DV防止法や相談窓口などを周知し、連携を深め、被害者の早期発見を図ります。	秘書広報課	・年2回開催した男女共同参画セミナーで、「小郡市男女共同参画推進条例のあらまし」、「おごおり女性ホットライン」周知カードを配布し、出席した民生委員・児童委員や保育・教育関係者などに取組みや相談窓口の周知を図った。	B	充実	男女共同参画セミナー以外での周知や、DVを発見しやすい立場にある機関・団体等との新たな連携の構築などにより、被害者の早期発見につなげていく必要がある。
			子育て支援課	・広報などを通じ、啓発を行った。 ・警察、配偶者暴力相談支援センターと連携を取り、被害者の早期発見に努めた。	B	継続	・被害者の早期発見のために、関係機関等に啓発カードを配布し周知を図る。

基本目標3 とともにいきいきと働き、支え合う社会づくり

主要課題1 男女共同参画の視点に立った労働環境の整備

施策の方向性(1) セクシュアル・ハラスメント等の防止

	具体的施策	内容	担当課	30年度実施状況		次年度に向けて	
				実施事業	評価	方向性	課題や具体的な取り組み
1	セクシュアル・ハラスメント等防止対策の啓発	商工会等と連携のもと、市内事業所に対し、職場におけるセクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントの防止に向けた啓発を行います。	商工・企業立地課	・商工会、観光協会を含めた企業内同和問題研修推進委員会会員に対して市内や市外で開催される研修会・講演会等の情報提供を行った。 ・企業内同和問題研修推進委員会においては、「企業と人権問題（私の体験を振り返って）」と題した講演会を開催し、会員数84企業中36企業が参加した。	B	継続	引き続き商工会を含めた企業内同和問題研修推進委員会の会員に対して市内外で開催される研修会・講演会の情報提供を行っていく。 また、国、県から情報提供があった際には、広報紙やホームページを通じ、広く市民に周知する。
2	職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止	セクシュアル・ハラスメント防止の基本指針、要綱に基づき、防止策を講じるとともに、相談員による相談支援を行います。	人事法制課	・相談窓口として、6名の相談員を設置し、相談等のうち処理を依頼された事案については苦情処理委員会（8名）にてその措置を審議することとしている。 ・30年度は、相談員のスキルアップのため、1名を研修へ派遣した。 ・30年度の相談件数は1件であった。職員への啓発や制度の周知、相談時の対応方法の確立が課題である。	B	継続	職員への啓発や制度の周知を進めていく必要がある。 また、相談員が職員の相談に適切に対応できるよう、研修の受講を進めていく。

主要課題1 施策の方向性(2) 誰もが働きやすい労働環境づくり

	具体的施策	内容	担当課	30年度実施状況		次年度に向けて	
				実施事業	評価	方向性	課題や具体的な取り組み
1	男女が働き続ける条件整備	仕事と家庭の両立を支援するとともに、結婚や出産等に関わらず職員誰もが働き続けることができるよう、各種休業・休暇の取得促進をはじめとする勤務環境の整備充実を図ります。	人事法制課	・第2期小郡市職員次世代育成支援行動計画前期計画に基づき、職員の休暇制度等の充実に努めた。 ・男性職員の出産補助休暇の平均取得日数は平成29年度3.0日から平成30年度2.4日と減少しているが、取得率は66.7%から100%と増加している。また、男性職員の育児休業取得率は、平成29年度11.1%から平成30年度16.7%と増加している。さらに休暇を取得しやすい職場環境の整備を進めるため、職員への計画や制度の周知が課題である。	B	継続	第2期小郡市職員次世代育成支援行動計画前期計画及び小郡市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画に基づき、男性職員の出産補助休暇取得率及び男性職員の育児休業取得率を高める。

2	市内事業所への啓発	国、県と連携のもと、市内事業所に対して、ワーク・ライフ・バランスや育児休業・介護休業制度、労働基準法など男女共同参画及び労働に関する情報提供及び啓発を行います。 また、広報紙やホームページ等を通じて、労働者等に対する相談先の周知を行います。	商工・企業立地課	・市内事業者に対し、国、県と連携のもと、広報紙やホームページ等を通じて、各種情報提供及び啓発を行った。 ・労働者に対し、広報紙やホームページ等を通じて、相談先の周知を行った。 ・福岡県をはじめとする関係機関と連携して、地区別労働相談会等を行った。	B	継続	引き続き、市内事業者に対し、国、県と連携のもと、広報紙やホームページ等を通じて、またセミナーや説明会等の開催を通して各種情報提供及び啓発を行っていく。 また、労働者に対し、広報紙やホームページ等を通じて、相談先の周知を行っていく。
3	求職者の能力開発・再就職支援	求職者の能力開発や技術取得による就職支援の一つとして、パソコン講座を開催します。また、妊娠や出産、育児等の理由でいったん退職した人を対象として、女性再チャレンジ講座の実施や、県等が主催するセミナー等の情報提供を行います。	商工・企業立地課	・パソコン講座は、受講希望者において求職者が少ないため、不実施とした。 ・県等が主催するセミナー等の情報提供を広報等で行った。	B	見直し	パソコン講座ではなく、現在の求職者のニーズにあった新たな就職支援の在り方を検討する。 県等が主催するセミナー等の情報提供を広報等で行っていく。
			生涯学習課	女性再チャレンジ支援事業として7講座を開催。おうち起業応援講座では、ワンデーショップを開いたりし、社会活動や地域活動に再び参加できるような内容で好評だった。（延べ682名参加）	A	継続	資格取得講座では、初のファイナンシャルプランナー3級の取得をめざす講座に取り組み、引き続き求職者の就職支援をする。
4	女性への起業支援	福岡県や財団法人中小企業振興センターなどと連携のもと、起業講座などの情報を提供します。	商工・企業立地課	創業ワンストップ相談窓口の利用者に対して創業に関する情報提供を行ったほか、例年同様に福岡県や市他部署が開催する女性向けの起業講座などの情報提供を関係機関等で実施した。	B	継続	引き続き、創業ワンストップ窓口での創業に関する情報提供、また福岡県や市他部署が開催する女性向けの起業講座などの情報提供を関係機関等で継続的に実施していく。
5	労働教育の推進	誰もが働きやすい環境で働き続けることができるよう、労働者の基本的な権利や関係法令、制度等に関する知識を習得するための啓発の推進及び学習機会の検討を行います。	商工・企業立地課	県等関係機関が主催する講座、相談会や労働者の基本的な権利や関係法令、制度等に関して市報での情報提供や市情報プラザにチラシを設置した。	B	継続	引き続き、県等関係機関が主催する講座や労働者の基本的な権利や関係法令、制度等に関するチラシを配架することにより情報提供を行っていく。

主要課題1 施策の方向性(3) 農業で働く人たちの労働条件の改善

	具体的施策	内容	30年度実施状況			次年度に向けて	
				実施事業	評価	方向性	課題や具体的な取り組み
1	農村における男女共同参画の啓発	農業者を対象とした研修会やイベント等において、男女の農業者の能力向上や農業者間の情報交換、男女共同参画に関する啓発を行い、農業における男女共同参画の意識づくりに努めます。	農業振興課	○認定農業者の会『パートナー研修会』 日時：11月13日(火)8:40～16:15 場所：福岡県大木町、柳川市 参加者：7名(女性のみ) ・女性が設立・運営に大きく携わっている「平尾孝市氏の農産物加工所」、トマトを用いた加工施設「株式会社花田農園」を視察。 ○料理教室 日時：8月29日(水)10:30～13:30 場所：あすてらす調理実習室 参加者：6名(男性のみ) ・小郡市健康を守る母の会の皆さんを講師に迎え、会員が生産した野菜を使用し、小松菜の肉まん・あんまん・サラダの調理を行った。	B	継続	参加者が少ないことが課題。 パートナー研修については、パートナーへ通知内容が伝わっていないという意見があったため、周知方法を見直している。
2	家族経営協定の推進	認定農業者の再認定時などを活用して家族経営協定の趣旨やメリット等の説明を行い、認定農業者数に占める家族経営協定締結数の割合が25.0%以上になるようその締結を推進します。(平成24年度、17.9%)	農業振興課	認定農業者の再認定や青年就農給付金の夫婦受給の折に呼びかけをしたり、家族に家族経営協定の具体的な趣旨、メリット等を説明したりして、協定の締結を農業委員会事務局と連携し進めた。	B	継続	・認定農業者やその家族に家族経営協定の具体的な内容、制度を再度紹介し理解を得ることで、協定の締結を推進する。メリット等を説明し、協定の締結を農業委員会事務局とも連携して進めることができると考える。 ・今年度も認定農業者のみではなく認定新規就農者、配偶者や家族を含めての研修会を開催し、啓発していきたい。
	数値目標	認定農業者数に占める家族経営協定締結数の割合 25.0%以上		実績値 23.8%			
3	農業従事者の能力向上支援	女性農業者が中心となり運営している直売所等が実施する講習会、先進地視察等の支援を行うとともに、農業者へのパソコン講座を実施するなど、農業に従事している男女の能力向上を支援します。	農業振興課	参加メンバーが少なく、メンバーが固定化されている状況だったため、企画を見直す必要があった。 今年度はアンケート結果を元に講座内容を企画した。	B	継続	参加者が少ないことが課題。 より参加者が増えるような講座内容を検討していく。 具体的には、エクセルの関数を利用した経営管理表の作成等、農業者の声を活かす内容に見直す。
4	農村女性リーダーの育成と支援	意欲的に農業に取り組む女性を、女性農村アドバイザー等に推薦し、研修会等を通じてリーダーとしての育成を行います。	農業振興課	・女性農業者を対象とした研修への参加 (1) ふくおか女性農業者の大活躍大会2018(福岡県主催)に参加 (2) 女性農業者経営セミナー視察研修への参加	B	継続	小郡市の女性農村アドバイザーは久留米地域の農村女性研修会に積極的に参加し、OBのアドバイザーと共に意見交換会等も行っている。 しかし、研修会や講習会で得た知識等が、受講した本人のみにとどまっているように感じられる。31年度も昨年度と同様に、講座の受講生が増えるように要望等を取り入れていきたい。

主要課題2 ともに支えあう子育て・介護の実現

施策の方向性(1) 男性の育児等への参画促進

	具体的施策	内容	担当課	30年度実施状況		次年度に向けて	
				実施事業	評価	方向性	課題や具体的な取り組み
1	男性の家事等や地域活動への参画の推進	料理教室等を開催し、男性の生活力の向上及び家事等や地域活動への参画を促進します。	生涯学習課	生涯学習課社会教育係主催事業の「男の料理教室」を開催し、家事等への積極的な参画を促した。	A	継続	料理を作って食べるだけの教室となっているところがあるので、生活力の向上をいかにしていくかが課題である。
2	男性への子育て・家庭教育支援	父親・男性が参加しやすい子育て及び家庭教育に関する学習会等を開催し、男性の育児等への積極的な参画につなげます。	子ども育成課	家庭教育学級「織姫☆彗星キャンパス」において、父親向け講座として親子料理教室を実施した。（1回開催、3組、9名参加）	B	継続	29年度まで父親向け講座は、家庭教育学級のプログラムのひとつとして日曜日に行っていたが、30年度は土曜日に開催し、参加者が減少した。このため、より参加が見込める日曜日に開催する。また、開催回数を2回とし、男性の育児等への参画を推進する。

主要課題2 施策の方向性(2) 子育て支援の充実

	具体的施策	内容	担当課	30年度実施状況		次年度に向けて	
				実施事業	評価	方向性	課題や具体的な取り組み
1	子育て支援事業の充実	子育て支援センターやつどいの広場「ぽかぽか」の充実をはじめ、シルバー人材センターにおけるシルバーママサービスの活用や、ファミリーサポートセンターについて検討を行う等、地域における子育て支援の充実に努めます。	子育て支援課	・子育て支援センター3ヶ所（大崎保育所、味坂保育園、三国が丘保育園）、つどいの広場「ぽかぽか」（東野校区公民館）において継続して活動を行った。また、子育て支援の充実のため、新たに、すばる保育園内に1か所開設した。 ・ファミリーサポートセンターについては、シルバー人材センターに委託し、会員を確保するため、つどいの広場や幼稚園、子育て支援センター等で説明会を行った。	A	継続	ファミリー・サポート・センターの課題は、会員数及び利用件数が伸び悩んでいることであるため、子ども対象の健診時などにも周知して、継続して周知活動を行っていく。
2	子育てに関する相談体制の充実	家庭児童相談員や子育て支援センター、つどいの広場「ぽかぽか」等における相談を通じて、子育てに関する相談体制の充実を図ります。	子育て支援課	家庭児童相談員、各支援センター、つどいの広場「ぽかぽか」のほか、各保育所（園）においても子育てに関する相談を受けた。家庭児童相談員の3名体制を継続した。	A	継続	家庭児童相談員や子育て支援センター、つどいの広場「ぽかぽか」等における相談を通じて、子育てに関する相談体制の充実を図る。家庭児童相談室やつどいの広場などのリーフレットを配布し、相談窓口の周知に努める。

3	多様な保育サービスの提供	延長保育や一時預かり保育、病児・病後児保育、放課後児童健全育成事業など、さまざまなニーズに応じた多様な保育サービスを提供します。	保育所・幼稚園課	・延長保育は公私立15園中12園で行った。延長保育をしていない3園中1園は、通常保育として延長保育の時間帯も保育している。 ・一時預かり保育は、味坂保育園、城山保育園で実施。	B	継続	延長保育や一時預かり保育について引き続き実施する。
			子育て支援課	・病児・病後児の保育についても、社会福祉法人こぐま福祉会、まどかチャイルドケアセンターに委託し実施した。	B	継続	病児・病後児保育について引き続き実施する。
			子ども育成課	・放課後児童健全育成事業は、公設民営で12学童保育所で実施。平成30年度に三国校区の施設整備を行い、平成31年度より高学年の受け入れを開始し、14学童保育所で実施。	B	継続	放課後児童健全育成事業について、引き続き実施する。
4	子育て連絡会の充実	子育てを総合的に支援するため、庁内関係課と連携のもと子育て連絡会の機能を強化し、情報交換や事例研究、市民への情報提供等の充実を図ります。	子育て支援課	・月に1度、定期的に会議を行い、関係課の情報交換を行った。子育て環境の充実を目的に関係課での連携を行う。 ・中でも、気になる児童への支援については、学習会や視察を通して更なる理解を深めた。	B	充実	子育て連絡会において情報を共有し、中でも、気になる児童への支援については、保育所・幼稚園課と連携して取り組みを進める。

主要課題2 施策の方向性(3) 介護支援の充実

	具体的施策	内容	担当課	30年度実施状況		次年度に向けて	
				実施事業	評価	方向性	課題や具体的な取り組み
1	介護保険事業・高齢者福祉サービスの周知と介護負担の軽減	「老人福祉計画・介護保険事業計画」に基づく各種サービスの提供や、それらに関する情報提供を行うことで、介護が必要な家庭の負担軽減を図ります。	介護保険課	・パンフレットや市ホームページを活用しての情報提供。 ・介護用品(紙おむつ等)の支給。 ・GPSを使った徘徊高齢者位置情報検索サービス事業の実施 ・介護する方の相談できる場として、「笑顔のつどい」(全12回)を実施。フリートークで家族を介護する悩みについて、お互いに経験談に基づいて相談しあいながら、精神的介護負担の軽減を図るだけでなく、介護について勉強もできる場を設けた。	B	見直し	・介護用品(紙おむつ)の支給については、介護者の負担軽減の観点からも事業の継続を行うが、地域支援事業の実施要綱に従い事業の廃止、縮小に向けて具体的方策の検討を行う。 ・認知症高齢者が携帯端末を常時持参する習慣がつきにくく、徘徊高齢者位置情報検索サービス事業の利用増に繋がっていない。以上を踏まえ、GPSを使った徘徊高齢者位置情報検索サービスについては廃止を検討する。
2	介護者への啓発	性別に関わらず誰もが介護の担い手となることができるよう、また、介護負担がどちらか一方に偏ることがないよう、男女共同参画の視点を持ちながら介護者への啓発・情報提供を行います。	介護保険課	・認知症サポーター養成講座を実施。(20回実施、823名参加) ・認知症予防市民啓発講演会を実施(1回実施、258名参加) ・介護保険制度や介護予防など介護全般に関することについて、地域等の各種団体に出席講座を実施。(9回実施)	B	継続	・市内小学校で認知症サポーター養成講座を実施し、高齢者への理解を深める教育を推進。次年度も引き続き取り組んでいく。 ・認知症予防市民啓発講演会へ多くの来場者があり、関心の高さがうかがえた。今後も引き続き、認知症に関連した講演会等を通じて、市民啓発に取り組んでいく。

主要課題3 多様な家族への支援

施策の方向性(1) ひとり親家庭等への支援

	具体的施策	内容	担当課	30年度実施状況		次年度に向けて	
				実施事業	評価	方向性	課題や具体的な取り組み
1	ひとり親家庭等への経済的支援	ひとり親家庭等医療や児童扶養手当、その他給付金等の制度の周知を行い、支給によってひとり親家庭等の経済的自立を支援します。	子ども育成課	子育て連絡会の際など、事業の周知を行っている。住民票の異動時や相談の際、福祉のしおり等を配布し、ひとり親家庭の制度について説明を行っている。児童扶養手当の申請や更新時には、ひとり親センター主催の講座など、就業の案内を行っている。29年度までの取り組みを維持し、子育て連絡会や教育委員会等との協力・連携をとおして、制度の周知に努めた。	A	継続	- 福祉のしおり等を、相談時や児童扶養手当の申請・更新の時に配り、児童扶養手当、その他給付金等の制度の周知を行う。 - 広報紙による周知も行う。 - 子ども医療についても、お知らせしていく。 - 子育て支援課との連携 - 今後も継続した取り組みを実施していく。
2	母子自立支援	市の母子自立支援員によって貸付、就労等の相談に応じ、関係機関と連携のもと相談者の自立支援につなげます。	子育て支援課	相談を受ける際、就労等情報提供をしている。また、貸付やひとり親支援制度の案内、公共職業安定所等の情報を置いており、実際に就労に結びついている。ひとり親サポートセンターへの紹介も行っている。	B	継続	- 相談を受け付ける際、就労や資格取得、貸付などの必要な情報提供を行うことで、相談者の就労に結びつける。 - 希望者には北筑後保健保健福祉事務所の貸付等を紹介し、利用につなげる。 - 福祉のしおりを面接時に配布し、ひとり親の制度について説明する。
3	ひとり親家庭等日常生活支援業務	ひとり親家庭等に対して家庭介護人を派遣し、子どもの送り迎えや、親が帰宅するまでの保育及び家事の援助などを行うことで、ひとり親家庭等の支援を行います。	子育て支援課	母子寡婦福祉会を通じて広報を行っているが、利用者が少ない現状にある。	C	継続	事業委託者の母子寡婦福祉会の会員にチラシを配布し支援制度の周知を図り、利用促進につなげる。

基本目標4 とともに健康で安心して暮らせる環境づくり

主要課題1 生涯を通じた健康支援

施策の方向性(1) 互いの性と生命の尊重と自己決定についての啓発と支援

	具体的施策	内容	担当課	30年度実施状況		次年度に向けて	
				実施事業	評価	方向性	課題や具体的な取り組み
1	出産、育児に関する健康教育の充実	「ようこそ赤ちゃん教室」などにおいて、妊娠や出産、育児に関する学習会を実施するとともに、男性の育児参加についても促進します。	健康課	ようこそ赤ちゃん教室を毎月2回、年24回開催した。 参加者214人中、男性の参加は59人だった。	B	継続	「ようこそ赤ちゃん教室」を4回1クールで実施。第2回目は日曜日に実施し、妊婦ジャケットを使っての父親の妊婦体験や沐浴実習、子育てについての講話を行い、妊娠期からの男性の育児参加を進めている。産婦人科での両親学級内容や市民のニーズを把握し、実施内容を検討していく。
2	出産、育児に関する相談の充実	総合保健福祉センター「あすてらす」内での健康相談や、妊産婦・新生児訪問により、妊娠・出産・育児に関する相談の充実を図ります。	健康課	・妊娠・出産・育児に関する相談は、あすてらす内の相談室で保健師が相談に応じている。H30年度の母子手帳発行件数は385件。 ・妊産婦・新生児訪問は、妊婦4件、産婦及び乳児は351件。 ・訪問指導は、小郡市が依頼した助産師・保健師及び看護師の専門職が実施している。 ・H30年1月から産後ケア事業を開始。H30年度は延91件利用あり。	B	継続	子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行っていく。母子健康手帳発行時の「妊婦さんサポートアンケート」や保健師による面接から支援が必要な妊婦を把握し、必要に応じて支援プランの策定を行う。関係各課と連携し、必要な支援を継続的に実施していく。継続支援が必要な妊婦への訪問も取り組んでいく。
3	性教育の充実	児童生徒が発達段階に応じて、性に関する正しい知識を身に付けることができるよう、学校における性教育の充実に努めます。 また、乳幼児とのふれあい体験等を通じて、児童生徒が命や子育ての大切さについて学ぶ機会の充実を図ります。	教務課	・それぞれの発達段階に応じた性に関する教育について年間指導計画を作成し、心身の発達に応じた指導を行い、養護教諭やGT（ゲスト・ティーチャー）を活用した授業を実施した。 ・乳幼児とのふれあい体験等を通じて、生徒が命や子育ての大切さについて学ぶ機会の充実を図った。	B	継続	発達段階に応じた指導計画に基づき、情報化社会の中で自他を大切にする気持ちを育てる教育の推進を行い、各学校において取り組んでいく。
			健康課	市内中学校、生涯学習課と合同で「思春期ふれあい体験学習」実施。H30年度も小郡中学校3年生を対象に事前学習を2回実施した後、乳幼児健診で乳幼児とのふれあいを体験。中学生327人が参加。	B	継続	「命の大切さ」や「子育ての大切さ」について学ぶことができている。性教育についても検討が必要である。市内の中学校に広めていくにあたり、乳幼児健診だけでの対応は困難であり、ふれあい体験ができる場所の検討が必要である。関係課と協議し、事業を継続していく。

主要課題1 施策の方向性(2) 生涯を通じた健康支援

	具体的施策	内容	担当課	30年度実施状況		次年度に向けて	
				実施事業	評価	方向性	課題や具体的な取り組み
1	性別に応じた健康づくりの啓発	生涯を通じた主体的な健康管理のために、男女それぞれの性別特有の疾病や健康上の問題について、受診率、健康診査結果などを参考にしながら、啓発や教育・指導を行います。	国保年金課	特定健診、特定保健指導を実施した。男女それぞれの基準値により、特定健診の結果を受けて保健指導を行った。	B	充実	特定健診の自己負担金を1,000円から500円へ引き下げ、受診者の経済的な負担を減らし、健診を受診しやすい環境を整備し、受診率の向上を目指す。また、3年連続して受診した被保険者の3年目の自己負担を無料にし、継続受診へのインセンティブを与えることで、継続受診者の増加を目指す。
			健康課	・特定健診受診率は、男性30.6%、女性36.5%であった。 ・特定保健指導該当者では、血圧と脂質の重なりが多かった。 (血圧Ⅰ度以上かつLDL120mg/dl以上の割合：男性16.1% 女性37.8%) ・男性107名、女性84名へ、健診結果を元に特定保健指導を実施した。 ・重症化予防として、148名に保健指導を実施した。 ・30歳代女性に向けた乳がん自己検診啓発事業を実施。 ・婦人がん(子宮・乳)検診の受診対象者を偶数年齢の女性から前年度未受診者に変更し、(子宮：31.9%、乳：32.4%)と受診率向上。	B	充実	・特定健診の受診率向上のために、対象者の性別や年齢などの特性に合わせた受診勧奨を実施していく。 ・重症化予防の取組の中で、医療機関・かかりつけ医と協力した糖尿病性腎症重症化予防の取り組みを進めていく。
2	健康相談の内容充実	総合保健福祉センター「あすてらす」での健康相談を通じて、性別、年齢を問わず、すべての人が気軽に相談できる環境づくりに努めます。	健康課	総合保健福祉センター「あすてらす」や大原校区公民館の健康相談室で、保健師が健康管理や疾病予防に関する来所・電話相談等に対応している。(30年度の健康相談は68件だった。)	B	継続	市民に健康相談室を広く知っていただくために、広報、ホームページ等を通じて広く市民に周知していき気軽に利用していただけるようにする。

主要課題2 高齢者・障がい者の社会参加への支援

施策の方向性(1) 高齢者・障がい者の生活に対する支援

	具体的施策	内容	担当課	30年度実施状況		次年度に向けて	
				実施事業	評価	方向性	課題や具体的な取り組み
1	高齢者福祉施策の推進	高齢であることに加え性別によって複合的に困難な状況に置かれることがないよう、男女共同参画の視点を持ちながら、「老人福祉計画・介護保険事業計画」に基づき各種サービスを提供し、高齢者の生活や社会参加を支援します。	介護保険課	(生活の支援) ・配食サービス・軽度生活援助・生活管理指導・寝具洗濯乾燥消毒 ・訪問理美容・緊急通報システム・福祉電話 ・徘徊高齢者SOSネットワークシステム ・おごおりすみよか事業 (社会参加の支援) ・生きがい活動支援通所サービス ・老人クラブへの支援・シルバー人材センターへの支援	B	継続	高齢化に伴い利用者の増加が考えられるため、サービスの向上等よりよい事業の実施を検討していきたい。
2	障害者福祉施策の推進	障害があることに加え性別によって複合的に困難な状況に置かれることがないよう、男女共同参画の視点を持ちながら、「障害者計画・障害福祉計画」に基づき各種サービスを提供し、障害者の生活や社会参加を支援します。	福祉課	・障がい施策の基本計画である「第3小郡市期障がい者計画」を策定した。 ・障がい者の法定雇用率が改定されたため、障害者雇用支援月間に合わせて広報で周知した。	A	継続	・第3期小郡市障がい者計画及び第5期小郡市障がい福祉計画並びに第1期障がい児福祉計画の進捗管理を行うとともに、適切なサービス提供に努める。

基本目標5 ともに参画するまちづくり

主要課題1 女性の参画・登用の推進

施策の方向性(1) 女性リーダーの育成

	具体的施策	内容	担当課	30年度実施状況		次年度に向けて	
				実施事業	評価	方向性	課題や具体的な取り組み
1	女性リーダーの養成 (再掲)	県や国など他の機関が行う国内外の研修事業への参加に対する助成や、女性リーダー養成講座への参加を促すことにより、男女共同参画の視点を持ったリーダーを育成します。	秘書広報課	・「地域のリーダーを目指す女性応援研修」や「ふくおか女性いきいき塾」、その他県内の男女共同参画センターが行う講座について、広報紙、ホームページ、市役所本館1階に設置した情報ラックなどで案内した。	B	継続	・広報紙やホームページなど広く周知を行うことで、県の研修事業や講座への参加を促していく。 ・市の男女共同参画セミナーにも、積極的な参加を促していきたい。
2	女性団体等への支援	おごおり女性協議会をはじめとする女性団体等、男女共同参画社会実現に向けて活動している団体に対する支援を行い、地域のリーダーとしての育成を図ります。	秘書広報課	・おごおり女性協議会の活動に対し、補助金を交付した。 ・市民団体CORALが取り組んだ福岡県の「女性による地域を元気にする応援講座事業」に、周知等で連携して取り組んだ。	B	継続	・おごおり女性協議会が地域に対して行う啓発活動を支援する。また、委員が高齢化・固定化されている課題を解決するため、連携して取り組む必要がある。 ・他の女性団体や男女共同参画社会実現に向けて活動している団体に対する支援のあり方を検討していく。
3	政治学級の充実拡充	政治学級を通じて暮らしと政治の結びつきについて学び、有権者意識を高めるとともに、政治参画意識の向上を図ります。	選挙管理委員会	政治学級の学習会を「みどり学級」11回、「青空学級」11回開催した。内容は議会傍聴、選挙、マイナンバー、防災、人権問題など。	B	継続	定例の学習会への参加率の向上、小郡三井地区選挙啓発協議会主催の研修会等への参加も推進していく。 また、学級の自主運営を進め、新しい学級生の加入を促進するとともに、地域社会の中心的役割を担う人材やグループとして成長するように取り組んでいく。

主要課題1 施策の方向性(2) 政策・方針決定の場への参画促進

	具体的施策	内容	担当課	30年度実施状況		次年度に向けて	
				実施事業	評価	方向性	課題や具体的な取り組み
1	審議会等委員への女性の登用の推進	政策・方針決定過程への女性の参画を促進し、あらゆる分野に女性の意見を反映させるため、委員に占める女性の割合が36.0%以上になるよう、審議会等委員への女性のさらなる登用を推進します。(平成25年4月1日現在、26.3%)	全庁	・登用状況を把握するにあたり、現状、課題を確認した。 ・「男女共同参画推進本部」「男女共同参画推進幹事会」等において、女性登用について周知した。 ・改選を控えた審議会等の担当部署に個別に働きかけた。	C	充実	・選出依頼を行う団体に女性が少ない、役職者に女性が少ないといったことから、女性委員が選出されにくい状況にある。 ・全庁的な取組につなげていくためにも、「男女共同参画推進本部」や「男女共同参画推進幹事会」において、更なる女性登用推進の周知を図る。
	数値目標	審議会等委員に占める女性の割合36.0%以上		実績値 32.3%			

2	女性の参画・登用の推進	市職員に対する職務・管理職登用において、研修への参加を推進するとともに、その能力に応じて積極的な女性の登用を図り、管理職に占める女性の割合が20.0%以上になるよう推進します。(平成25年4月1日現在、10.5%)	人事法制課	管理職への女性職員登用については、人事異動によって積極的な配置に努めた。	A	継続	小郡市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画に基づき、管理的地位にある職員に占める女性割合を高める。
	数値目標	市職員管理職に占める女性の割合20.0%以上		実績値 19.6%			
3	農業委員への女性の積極的登用	農業分野における男女の平等な参画を促進するため、農業委員への女性の積極的登用を図ります。	農業委員会	委員の公募に係る関係団体等への説明会において、女性の参画の重要性について周知を行った。	B	継続	33年度に予定している委員選出の際には、推薦・公募を実施し、女性も積極的に登用する必要があるため、関係団体等に対し女性の参画について周知を図っていく。
4	審議会や委員会等の委員への支援	登用された女性委員が、積極的に会議に参加できるよう、男女共同参画に関する意識啓発や研修会等の案内を行います。	秘書広報課	審議会等の委員に対し、「男女共同参画セミナー」を案内した。また、おごおり女性協議会が開催する「おごおりフォーラム」の案内を行った。	C	充実	男女共同参画セミナーの案内に限らず、啓発資料の配布や他自治体の研修会の案内など、幅広く意識啓発や情報提供を行う必要がある。

主要課題1 施策の方向性(3) 地域での男女共同参画の促進

	具体的施策	内容	担当課	30年度実施状況		次年度に向けて	
				実施事業	評価	方向性	課題や具体的な取り組み
1	地域における男女共同参画の意識の啓発	公民館において男女共同参画に関する講座やセミナーを開催するとともに、その受講生が学んだ知識を活かすシステムをつくることで、地域における男女共同参画意識の向上を図ります。	コミュニティ推進課	・コミュニティセンターの主催講座として、女性向けセミナーを定期的に開催。参加者が家庭や地域のさまざまな分野で活動できるような知識・体験講座を展開した(味坂100名、御原370名、立石26名、三国141名、小郡31名)。 ・コミュニティセンターの主催講座では、内容に応じて事前申込制の託児を設けたり(3講座)、大人向け講座でも子どもを連れて参加できることを募集時に明記したり(5講座)した。 ・男性の家事・育児への参画を促すため、コミュニティセンターで男性向け料理教室を開催(味坂87名、のぞみが丘19名、三国100名、東野202名、大原23名参加)。また、男性向け料理教室の参加者が、男性の料理サークルを立ち上げ自主的な市民活動につながった。 ・校区公民館をコミュニティセンター化した。コミュニティセンターと協働のまちづくり協議会の連携した事業が可能となったことで、主催講座の参加者が、学んだ知識を地域で活かしやすくなることが期待される。	A	継続	引き続きコミュニティセンターの主催講座として、男女共同参画に関する講座やセミナー、女性の社会参画や男性の家事・育児への参画につながる講座を開催する。また、主催講座やサークルの参加者が学んだ知識を地域で活かせるよう、協働のまちづくり協議会をはじめ地域に人材をつなげるコーディネートを行う。

2	地域リーダーの男女共同参画の意識啓発	区長や自治公民館長、民生委員・児童委員など地域のリーダー的存在となる市民に対して、男女共同参画セミナー等への参加促進や地域に出向いた啓発活動などを行います。	全庁	・区長、自治公民館長、民生委員・児童委員、人権擁護委員、市議会議員、おごおり女性協議会に対し、男女共同参画セミナー（講演会）の案内を送付し、参加を促した。また、案内チラシに関連する啓発記事を記載した。（セミナーへの参加者 ①約35人程度 ②約10人程度） ・防災リーダー認定講習会や地域での防災に関する訓練・講習会などへ、女性の参加を促すことにより、防災活動に主体的に取り組む女性の育成を図った。 ・防災リーダーフォローアップ研修を開催し、女性防災リーダーに継続して、広く防災活動に取り組むことができるよう啓発を行った。	B	継続	男女共同参画セミナーへの参加につながるよう、曜日・時間帯、テーマ、案内チラシの内容など工夫していく。 今後も地域で防災活動に主体的に取り組んでいただく女性を育成するため、周知・啓発を継続して行う。
---	--------------------	--	----	--	---	----	---

主要課題1 施策の方向性(4) 防災における男女共同参画の推進

	具体的施策	内容		30年度実施状況		次年度に向けて	
				実施事業	評価	方向性	課題や具体的な取り組み
1	女性消防団員の防災活動への参画	防災活動全般における女性消防団員の位置づけや活動内容を協議し、防災活動の充実を図ります。また、女性消防団員の確保に努めます。	総務課	・消防団活動全般（入退団式、教養訓練、水防訓練、出初式等）へ参加した。 ・火災予防等広報活動を実施した。 ・三井消防署の実施する救命講習において補助員を派遣した（17回 延べ21名派遣参加者数993人）。	B	継続	・今後とも、三井消防署が実施する救命講習に女性団員を派遣し、応急手当指導員、応急手当普及員としての活動を促進させる。 ・新入団員に対し、応急手当指導員及び応急手当普及員の資格取得を促す。 ・市職員、特に女性職員に消防団への積極的な入団を勧める。
2	地域防災における男女共同参画の視点の導入	「地域防災計画」に基づき、男女共同参画の視点に立った地域防災活動に取り組むとともに、必要に応じて計画の見直しを行います。	総務課	・防災リーダー認定講習会や地域での防災に関する訓練・講習会などへ、女性の参加を促すことにより、防災活動に主体的に取り組む女性の育成を図った。 ・防災リーダーフォローアップ研修を開催し、女性防災リーダーに継続して、広く防災活動に取り組むことができるよう啓発を行った。	B	継続	・防災会議委員における女性の登用に努める。 ・次年度においても防災リーダー認定講習会を開催し、女性の受講を促進することにより、地域における防災活動に主体的に取り組む女性の育成を図る。 ・地域における講習会や訓練の企画・立案の場に、防災リーダーを中心とし、女性の積極的な参加を促す。

計画の推進に関する事業

(1) 推進体制の整備

	具体的施策	内容	担当課	30年度実施状況		次年度に向けて	
				実施事業	評価	方向性	課題や具体的な取り組み
1	庁内推進体制の充実・連携の強化	「男女共同参画推進本部」や「男女共同参画推進幹事会」の会議を定期的開催し、実施状況等を確認・協議することで、計画を全庁的・総合的に推進していくための体制の充実及び連携の強化を図ります。	秘書広報課	・「男女共同参画推進本部」を3回、「男女共同参画推進幹事会」を2回開催した。内容は、第2次男女共同参画計画（平成26～35年度）の平成28年度実施状況の確認、第2次男女共同参画計画の施策見直しに関する協議を行った。 ・推進本部会議や推進幹事会の開催に先立って、全庁的に実施状況の振り返りを行っている。	B	継続	・今後も推進本部会議、推進幹事会を開催し、男女共同参画の取組を全庁で推進する。 ・会議の場を利用してDV相談窓口の周知や審議会等委員への女性登用の推進を図るなど、連携を強化していく必要がある。
2	男女共同参画計画の推進	毎年度、計画に基づく各施策の評価や実施状況の把握を行い、「男女共同参画社会推進審議会」に報告するとともに、審議会での意見を各施策に反映することで、さらなる計画の推進を図ります。	全庁	・第2次計画（平成26～35年度）の平成29年度実施状況の確認を行い、報告書を作成し「男女共同参画社会推進審議会」に報告した。 ・第2次計画に基づき、各担当課において施策に取り組んだ。	B	継続	・継続して、施策の実施状況の確認、審議会への報告を行っていく。 ・審議会での意見を踏まえ、全庁で計画の推進を図っていく。
3	男女共同参画推進のための活動拠点の検討	既存施設を活用しながら、男女共同参画を推進するための拠点確保について検討します。	秘書広報課	男女共同参画に取り組む団体等の活動の拠点として利用できるよう、引き続き人権教育啓発センター内にコミュニティルームを設置している。	B	継続	利用状況や利用団体の意見などを踏まえ、拠点のあり方について検討していく。
4	男女共同参画社会推進審議会の設置	市の諮問に応じて審議会より答申を受けるとともに、計画の実施状況について出された意見を踏まえ男女共同参画に関する施策の推進を図るため、審議会を設置します。	秘書広報課	審議会を3回開催した。平成30年度の実施状況報告について協議し、第2次男女共同参画計画（平成26～35年度）の施策見直しに関する諮問を受け、答申した。	A	継続	今後も審議会から意見を伺い、各施策に反映していくよう努める。
5	男女共同参画の視点に立った刊行物ガイドライン作成	市及び関係機関が発行する刊行物に関して、固定的な性別役割分担意識にとられない表現を行うための指標として作成したガイドラインについて、情報収集を行いながら、必要に応じて改訂を検討し	秘書広報課	情報収集を行ったが、現段階で改定の必要はない。	B	継続	改定の必要性を検討するため、継続して情報収集を行う。
6	男女共同参画担当部署の強化・充実	男女共同参画推進政策を総合的に推進していくため、推進体制の強化・充実を図ります。	秘書広報課	昨年度から変更はなく、継続した推進体制をとっている。	B	継続	全庁的な組織効率化、組織機構を検討する中で、男女共同参画担当部署の位置づけを明確にしていく。
7	苦情処理機関の効果的な運用	苦情処理機関として設置している「男女共同参画推進委員」の周知を行いながら、男女共同参画施策等に関する市民からの苦情を適切に処理します。	秘書広報課	・苦情処理委員（男女共同参画推進委員）を設置し、弁護士2人に委嘱している。 ・平成30年度の苦情案件は0件だった。	A	継続	今後も市民に対し、苦情処理機関の周知を行っていく。

8	市職員の男女共同参画に対する意識の向上	計画の実施状況報告作業や職員研修などを通じて、男女共同参画に関する啓発等を行い、職員の意識向上を図ります。	秘書広報課	・男女共同参画計画の実施状況を各課で振り返り、実施状況報告を作成する中で、意識の向上を図った。 ・県男女共同参画センター「あすばる」が開催する「行政職員のための男女共同参画セミナー」や、市の男女共同参画セミナーについて案内し、参加を促した。	B	継続	・「あすばる」や市の男女共同参画セミナーなどの男女共同参画に関する研修への積極的な参加を促す。 ・職員研修等の実施について検討していく。
			人事法制課	・第2期小郡市職員次世代育成支援行動計画前期計画に基づき、毎週水曜日をノー残業デーと定め、仕事と家庭の両立支援を目的のひとつとして取り組んだ。エコ・オフィス実施と兼ねて職場巡回を行い、職員の定時退庁を促した。	B	継続	今後も、ノー残業デーを継続して実施するとともに、職員研修等に取り組み、男女共同参画に対する意識の向上に努める。

(2) 市民と共同して進めるまちづくり

	具体的施策	内容	担当課	30年度実施状況		次年度に向けて	
				実施事業	評価	方向性	課題や具体的な取り組み
1	市民意識調査の実施	男女共同参画に関する意識調査を行い、市民の意識や行政に対する要望を把握し、政策に反映させます。	秘書広報課	実施年度ではないので評価対象外			
2	市民からの意見の聴取	重要な計画を策定する際にパブリック・コメントを実施するなど、市民からの意見を広く取り入れながら、計画を推進・策定します。	全庁	以下の計画策定の際にパブリック・コメントを実施した。 ・小郡市第2次男女共同参画計画(施策見直し) ・小郡市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 ・第3期小郡市障がい者計画	B	継続	・継続して、市民からの意見を広く取り入れながら、計画を策定していく。 ・パブリック・コメント実施に際し、より多くの市民から意見を聴取できるよう、周知方法などを工夫していく。
3	審議会等への市民の積極的登用の推進	市の施策に、性別に関わりなく市民の声を反映できるよう、審議会等への公募等による市民の登用を推進します。	全庁	以下の審議会等で市民を登用した。 ・小郡市住宅審議会 ・子ども・子育て会議	B	継続	・専門性を求められる審議会等、市民の登用が難しいものもある。 ・幅広い分野において市民の登用につながるよう、規程の改正等も含め、さらに推進していく必要がある。
4	男女共同参画のまちづくりの推進	市民との協働によるまちづくりにおいて男女共同参画の視点を取り入れ、地域の関係団体との連携強化や、さまざまな分野における男女共同参画のまちづくりを推進します。	秘書広報課	・おごおり女性協議会に対し、審議会等への委員推薦依頼を行うなど、連携して取り組んだ。 ・市民団体CORALが取り組んだ福岡県の「女性による地域を元気にする応援講座事業」に、周知等で連携して取り組んだ。	B	充実	・おごおり女性協議会とは、引き続き協力して取り組む。 ・連携する地域団体を広げていく必要がある。
			コミュニティ推進課	・区長会として、各区長に男女共同参画セミナーへの参加を促した。 ・協働のまちづくり協議会に対し、役員の女性登用を呼びかけるとともに、男女を問わずそれぞれの関心や特性を活かして参画できるまちづくりを呼びかけている。	B	継続	・引き続き区長会に対して男女共同参画セミナーへの積極的な参加を呼び掛ける。 ・協働のまちづくり協議会に対して男女共同参画セミナーへの積極的な参加を呼び掛ける。 ・協働のまちづくり協議会に対して、役員の女性登用及び取組への参画促進を呼びかける。